

発議第2号
令和7年3月6日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

提出者 山都町議会議員 浅藤 貴廣
賛成者 山都町議会議員 飯田 政俊
山都町議会議員 吉川 美加
山都町議会議員 真原 誠

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び山都町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、町長の専決処分事項の指定について別紙のとおり提出します。

（提出理由）

議会の権限に属する軽易な事項について、迅速な対応を行うことにより、円滑かつ能率的な行政運営を図るため、町長が専決処分することができる事項を指定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項の指定について

町長の専決処分事項の指定について（平成18年9月29日議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)第3条の町営住宅、山都町特定公共賃貸住宅条例(平成17年山都町条例第136号)第3条の特賃住宅、山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年山都町条例第137号)第2条の一般住宅及び第3条の復興一般住宅、山都町小集落改良住宅設置及び管理条例(平成17年山都町条例第138号)第2条の改良住宅及び山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年山都町条例第36号)第3条第2項の地域優良賃貸住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴訟、和解及び調停に関すること。
- (2) 法律上町の義務に属する損害賠償で、その額が1件100万円以下のものの額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

附 則

この指定は、議決の日から効力を生ずる。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項の指定について(平成18年議決)新旧対照表

現行	改正後（案）
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)第2条第1号の町営住宅、山都町特定公共賃貸住宅条例(平成17年山都町条例第136号)第2条第1号の特賃住宅、<u>山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例</u> (平成17年山都町条例第137号)第2条の一般住宅及び <u>山都町小集落改良住宅設置及び管理条例</u>(平成17年山都町条例第138号)第2条の改良住宅 <u>に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴訟、和解及び調停については、町長において専決処分することができるものとして指定する。</u>	<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。</u> (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)第3条 <u>の町営住宅、山都町特定公共賃貸住宅条例(平成17年山都町条例第136号)第3条 <u>の特賃住宅、山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例</u>(平成17年山都町条例第137号)第2条の一般住宅及び第3条の復興一般住宅、山都町小集落改良住宅設置及び管理条例(平成17年山都町条例第138号)第2条の改良住宅及び山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年山都町条例第36号)第3条第2項の地域優良賃貸住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴訟、和解及び調停に関すること。</u> (2) <u>法律上町の義務に属する損害賠償で、その額が1件100万円以下のものの額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</u>